

財務省告示第六十号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成十九年度の初日から平成二十年一月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十年二月二十九日

財務大臣 額賀福志郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成十九年度の初日から平成二十年一月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	トン
二	二九トン
三	一・三三二トン
四	二六、八二トン
五	一、二二六トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六
六 トン	七 五 四 トン	一 三 、 九 トン	一 一 八 、 八 五 三 トン	一 、 八 七 トン	五 四 トン	四 四 五 、 九 五 二 トン	九 九 六 、 二 五 三 トン	四 、 三 四 二 、 五 五 九 トン	七 三 、 九 七 八 トン	一 三 、 九 一 トン	四 、 七 二 三 トン	三 九 、 三 八 三 トン	一 ・ 二 三 トン	トン	一 トン

二九	六九三トン
二八	八トン
二七	一一、五二トン
二六	四、六一三トン
二五	トン
二四	二七トン
二三	三、八七トン
三三	七七トン
二二	二六、七二一トン